

岐阜県災害時手話通訳者及び要約筆記者・奉仕員及び盲ろう者通訳・介助者派遣要項

（目的）

第1条 県は、災害時要援護者と位置づけられている聴覚障がい者を災害時に支援するため、被災した市町村に手話通訳者及び要約筆記者・奉仕員及び盲ろう者通訳・介助者（以下「通訳者」という。）を派遣し、相談業務時の通訳を行い、早期の正常な生活への復帰を促進することを目的とする。

（実施主体）

第2条 実施主体は、岐阜県聴覚障害者情報センター（以下「センター」という。）とする。但し、盲ろう者通訳・介助者の派遣については、岐阜県盲ろう者通訳・介助者派遣事業事務所がコーディネートする。

（通訳者の登録）

第3条 センターは、県登録通訳者のうち、事前に非常災害時に派遣要請に応ずることのできる者について、「岐阜県災害時手話通訳者及び要約筆記者・奉仕員及び盲ろう者通訳・介助者登録申込書」（様式1）により登録し、名簿を作成し、管理する。（以下「災害時派遣登録簿」という。）

2 災害時派遣登録簿に登載された通訳者は、非常災害時における派遣登録を辞退する場合は、「岐阜県災害時手話通訳者及び要約筆記者・奉仕員及び盲ろう者通訳・介助者辞退届」（様式4）をセンター長に提出する。

3 センター長は、前項の届出を受理した場合は、速やかに災害時派遣登録簿から削除するものとする。

（設置）

第4条 市町村は、災害発生時に県に対し、必要に応じ通訳者の派遣を依頼する。

2 県は、通訳者の派遣依頼が市町村からあった場合、通訳者等派遣本部（以下「本部」という）の設置をセンターへ指示する。

3 センターは、県より本部設置の指示があった場合、本部を設置するものとする。

4 派遣の要請がない場合であっても、災害の程度により通訳者等派遣本部を設置するものとする。

（派遣の要請・決定）

第5条 通訳者の派遣の要請は、被災市町村において、通訳者の派遣等の実施体制が整わない場合に、当該市町村の要請に基づいて行うものとする。

2 派遣手続きについては、次のとおりとする。

（1）市町村は、「岐阜県災害時手話通訳者及び要約筆記者・奉仕員及び盲ろう者通訳・介助者派遣申請書」（様式2）を本部へ提出する。

（2）通訳者等派遣本部は、市町村と派遣人数、派遣場所や派遣期間等を調整する。

（3）通訳者等派遣本部は、災害時派遣登録簿に記載されている通訳者の中から選定する。市町村及び派遣する通訳者に対して「岐阜県災害時手話通訳者及び要約筆記者・奉仕員及び盲ろう者通訳・介助者派遣決定通知」（様式3-1（市町村）様式3-2（通訳者））により通知する。

（通訳者の業務）

第6条 通訳者は、市町村総合相談窓口や避難所等において次の業務を行う。

なお、手話通訳者にあたっては、遠隔手話通訳で対応する場合がある。

（1）情報収集

（2）情報提供

- (3) 相談業務
- (4) 要望把握
- (5) その他県が必要と認めた業務

(派遣期間)

第7条 通訳者の派遣期間は、原則1日とする。ただし、通訳者等派遣本部が認めた場合は、この限りではない。

(派遣実施の報告)

第8条 通訳者は、派遣の実施状況について、派遣業務終了後ただちに通訳者等派遣本部へ連絡するとともに、速やかに「岐阜県災害時手話通訳者及び要約筆記者・奉仕員及び盲ろう者通訳・介助者活動報告書」(様式5)(以下「活動報告書」という。)により通訳者等派遣本部に報告するものとする。

(経費)

第9条 通訳者派遣に係る次の費用については、県が負担する。

- (1) 通訳に対する報酬
- (2) 費用弁償(集合場所まで)
- (3) その他県が負担すべきものと認めた費用

2 前項に規定する費用は、活動報告書等に基づき、通訳者に対し、別表に定める経費を基準とする。

3 保険については、「岐阜県手話通訳者派遣事業実施要綱」、「岐阜県要約筆記者派遣事業実施要綱」、「岐阜県要約筆記者奉仕員派遣事業実施要綱」、「岐阜県盲ろう者通訳・介助者派遣事業実施要綱」において登録時に加入しているもので対応する。

(損害補償)

第10条 派遣中の事故等については、加入する福祉サービス総合補償の範囲内で全部又は一部を補償する。

2 活動中に事故等が発生した場合には、直ちにその旨を通訳者等派遣本部に報告しなければならない。

(秘密の厳守)

第11条 通訳者は、当該利用者について知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(本部構成員)

第12条 通訳者等派遣本部は、岐阜県聴覚障害者情報センター、岐阜盲ろう者友の会等をもって構成する。

(通訳者等派遣本部の業務)

第13条 通訳者等派遣本部は、次の業務を行う。

- (1) 通訳者の調整・派遣に係る業務
- (2) その他センター長が必要と認める業務

(その他)

第14条 この要項に定めていない事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要項は、平成21年2月13日から施行する。

この要項は、平成30年7月 3日から施行する。

この要項は、令和3年4月 1日から施行する。

この要項は、令和4年3月 7日から施行する。

別表

| 区分 | 金額 | 備考 |
|----------------------------|--|----|
| 手話通訳者及び 要約筆記者に 対する手当 | 1 時間 2,100 円 ただし、1 時間を超える場合にあっては、1 時間を超える 30 分ごとに 1,050 円を加算する。 | |
| 要約筆記奉仕員に 対する手当 | 2 時間未満 1,500 円 2 時間以上 3,000 円 ただし、派遣時間の上限を 4 時間とする。 | |
| 盲ろう者通訳・ 介助者に対する 手当 | 1 時間 1,600 円 ただし、30 分未満の端数が生じたときは切り捨て、 30 分以上 1 時間未満の端数が生じたときは 1 時間として 1,600 円を加算する。 通訳・介助の時間は、原則 8 時間を上限とする。 | |
| 交通費 | ○岐阜県職員旅費条例に準ずる。 (ア) 派遣先が派遣される者の住所地と同一市町村の場合 キロ数×@37 円 但し 2Km 未満不支給 (イ) 派遣先が派遣される者の住所地害の場合 岐阜県管内キロ程表 | |

※この表は、「岐阜県手話通訳者派遣事業実施要綱」、「岐阜県要約筆記者派遣事業実施要綱」、「岐阜県要約筆記奉仕員派遣事業実施要綱」、「岐阜県盲ろう者通訳・介助者派遣事業実施要綱」に準拠する。